

入札説明書

「新国立劇場2025/2026シーズン～2027/2028シーズン託児サービス業務」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、公益財団法人新国立劇場運営財団競争入札（最低価格落札方式）参加者注意書（以下「注意書」という）及び関係法令に定めるものの他この入札説明書によるものとする。

1. 担当者及び入札手続き窓口

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
公益財団法人新国立劇場運営財団総務部会計課 担当者 森岡憲一
電話 03-5352-5724

2. 契約概要

- (1) 契約件名 新国立劇場2025/2026シーズン～2027/2028シーズン託児サービス業務
(2) 業務内容 別冊仕様書による
(3) 契約期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
(4) 業務場所 新国立劇場（東京都渋谷区本町1-1-1）

3. 競争参加資格

- (1) 本競争の参加資格要件は、本競争の入札公告2.①～⑦に記載の通りとする。
(2) 本競争に参加を希望する者（以下「競争参加者」という）は、競争参加資格を満たすことを確認するための申請書及び資料（以下「確認資料」という）を提出しなければならない。確認資料の提出場所、方法及び期限は次のとおりとする。

提出場所：上記1に同じ。
提出方法：持参に限る。事前に上記1に連絡し、提出日時の調整をすること。
提出期限：令和7年2月19日（水）17時まで。

(3) その他

- ① 確認資料の作成方法等については、別紙「入札書及び確認資料について」を参照のこと。
- ② 確認資料の作成及び提出に係る費用は、競争参加者の負担とする。
- ③ 提出された確認資料は、本競争の目的以外に競争参加者に無断で使用しない。
- ④ 提出された確認資料は返却せず、差し替え及び再提出も認めない。
- ⑤ 競争参加者は、確認資料において、求められた条件に関し説明を求められた場合には、競争参加者の負担において説明をしなければならない。

4. 入札方法等

本件は最低価格落札方式にて行うため、入札ほか競争執行の方法は次のとおりとする。

(1) 日時及び場所

日 時：令和7年2月21日（金）15時
場 所：新国立劇場 5階 E会議室（以下「入札会場」という）
入札会場にて、入札、開札、落札者の決定及びその他の手続きを行う。

- (2) 入札書の入札金額は、入札書別紙記載の入札金額積算表により算出した金額とし、入札にあたっては入札書、入札書別紙入札金額積算表を提出すること。競争参加者は、仕様書及び契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もること。その他入札書の作成及び提出方法は、別紙「入札書及び確認資料について」を参照のこと。

(3) 入札参加時の注意点

- ① 上記4（1）の時刻までに入札会場に到着しない場合は、入札参加を認めない。競争参加者は入札開始10分前に到着し、身分証明書等身分を明らかにできるものを提出するとともに、名刺を提供すること。
 - ② 競争参加者は、印鑑を持参すること。
 - ③ 競争参加者の入札会場への入場は、競争参加者本人又は代理人の1名のみとする。
 - ④ 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること。
 - ⑤ 提出された入札書は返却せず、差替え及び再提出も認めない。
- (4) 開札は、入札者が立ち会いの上、入札後即時行い、本業務の役務提供ができると判断された入札者のうち、予定価格の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 競争参加者の入札が予定価格の制限に達しない場合には、直ちに再度の入札を行う。
- (6) 他の点については、注意書を参照のこと。

5. 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、別冊契約書（案）及び落札内容に基づき作成された契約書の取り交しを速やかにおこなうものとする。
- (2) 落札者が契約書の取り交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6. その他

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 質問は、Eメールにて令和7年2月18日（火）17時までに送信すること。入札が執行されたあとの疑義は受け付けない。
質問送信アドレス：nyusatsu@nntt.jac.go.jp
- (5) 契約期間中において、落札者が提出した確認資料について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

以上

入札書及び確認資料について

1. 確認資料（競争参加資格を満たすことを確認するための申請書及び資料）

（1）提出書類（各1部）

- ① 競争参加資格確認申請書（別に示す様式にて作成すること）。
- ② 入札公告2. ④に定める競争参加資格認定通知書の写し（いずれも令和6年度有効のもの）。
- ③ 入札公告2. ⑤に定める要件を証明するための書類（契約書、業務報告書等）。
- ④ 入札公告2. ⑥に定める要件を証明するための書類（保険会社の証明書等）。
- ⑤ 入札公告2. ⑦に定める要件を証明するための書類（定款または会社案内等）。

（2）提出期限、方法

- ① 提出期間 令和7年2月6日（木）より令和7年2月19日（水）まで。
期間中、土日祝日を除く毎日、10時から17時まで。
- ② 提出方法 公益財団法人新国立劇場運営財団総務部会計課へ持参すること。
事前に連絡し、日時の調整をすること。

2. 入札書

（1）入札会場（競争執行会場）

入札書は入札会場にて提出する。競争参加者は入札会場に遅れることなく入室し、入札に参加すること。
代理人を立てる場合、入札会場入室時に委任状を提出すること。

（2）作成・提出方法

- ① 入札書の入札金額は、入札書別紙（入札金額積算表）により算出する。入札においては入札書及び入札書別紙（入札金額積算表）を提出すること。
- ② 入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を除いた額となるので、注意すること。
- ③ 入札書は、表に入札件名、競争者名等を明記した封筒に入れて封印し、提出すること。
- ④ 入札書及び単価表は、表に入札件名、競争者名及び「入札書在中」と明記した封筒に入れて封印し、提出すること。

（3）その他

再入札が行われる場合は、あらかじめ再入札用の入札書を用意するか、提出された入札書を訂正して使用する。訂正の場合には押印が必要となるので、印鑑を持参すること。

以上

公益財団法人新国立劇場運営財団 競争入札（最低価格落札方式）参加者注意書

公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「当財団」とする）で発注する役務の提供の請負契約等に係る最低価格落札方式による一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

I. 入札

第1条 競争参加者は、仕様書、入札説明書等を熟覧し、場合により現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、仕様書、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第2条 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

II. 入札辞退

第3条 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。但し、当財団が認めれば、手続を簡素化できる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を入札事務担当者あてに直接持参し、提出するものとする。

(2) 開札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

III. 代理人

第4条 入札での一連の手続きは、競争参加者本人（法人においては代表権者）がなすことを原則とし、代理人（法人において代表権のない者に代理させる場合を含む）を立てる場合には、委任状を提出しなければならない。但し、商法第20条の支配人は、それに該当することを示せば足るものとする。

2 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

IV. 入札書等の提出

第5条 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあっては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、

入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、指示された場所に提出しなければならない。競争執行会場（以下「入札会場」という）において提出する場合は、「VII. 開札」の入札会場についての記述に準ずる。

- 2 競争参加資格確認書類等の提出が求められている場合には、当該書類等を、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、指示された場所に提出しなければならない。
- 3 提出された入札書等は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第6条 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

第7条 競争参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

第8条 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

V. 競争入札の延期又は廃止

第9条 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを廃止することがある。

VI. 無効の入札

第10条 次の各号に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたもののを除く）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

VII. 開札

- 第11条 開札は、競争参加者が出席して行うものとする。
- 第12条 入札会場には、競争参加者又は入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という）以外の者は入場することができない。
- 第13条 競争参加者は、入札開始時刻以後においては、入札会場に入場することができない。
- 第14条 競争参加者は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- 第15条 競争参加者は、入札執行担当者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することができない。
- 第16条 入札会場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札会場から退去させるものとする。
- 第17条 入札会場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札会場から退去させるものとする。

VIII. 落札者の決定

- 第18条 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が、当財団が定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 第19条 前条に拘わらず、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。この場合、他の入札者に入札結果を通知する。
- 第20条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札関係職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- 第21条 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

IX. その他

- 第22条 契約書を作成する場合においては、落札者は、当財団から交付を受けた契約書に記名押印し、速やか（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、当財団が合理的と認める期間）に契約書の取り交しを行うものとする。
- 第23条 落札者が速やかに契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- 第24条 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、速やかに請書その他これに準ずる書面を当財団に提出しなければならない。ただし、当財団がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 第25条 入札をした者は、入札後、この注意書、仕様書、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第26条 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第27条 前条の入札保証金に代わる担保の種類、担保の価値及び担保の納付等の手続きについては、別途定める。

第28条 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付するべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第29条 契約保証金の納付等の手続きについては、別途定める。

以上

参考

○独立行政法人日本芸術文化振興会 会計規程抜粋

第16条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

第17条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。

(2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○独立行政法人日本芸術文化振興会 一般競争参加資格取得窓口

独立行政法人日本芸術文化振興会 総務企画部契約課

〒102-8656 千代田区隼町4-1

TEL 3265-7411（代表）